

情報最前線

Information

情報最前線

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎 TEL0897-56-5151
- 東予総合支所 TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- 小松総合支所 TEL0898-72-2111

お知らせ



耐震改修工事を行う住宅の固定資産税を減額します

平成27年12月31日までに耐震改修工事をした住宅は、次の要件すべてを満たす場合、申告によって固定資産税が一定期間減額されます。

■要件

- 昭和57年1月1日以前から現存する住宅であること
- 建築基準法に基づく現行の耐震基準を満たす改修工事であること
- 工事費用が一戸当たり50万円超であること
- ※平成25年4月1日以降に改修工事が完了した住宅のうち、改修に係る契約日が平

成25年4月1日前のものについては、工事費用が30万円以上50万円以下で可

■減額の割合

適用範囲に相当する税額の2分の1

■減額の適用範囲

1戸当たり120平方メートルの住宅部分
※併用住宅の店舗・事務所部分などを除く。

■減額される期間

○工事期間が平成25年から27年の場合は、翌年度分
※要安全確認計画記載建築物については翌年度から2年

■申告方法

工事完了の日から原則3カ月以内に要件を満たすことの証明書を添付して担当課へ申告してください。

■問合せ

○市庁舎本館資産税課

資産税係

TEL0897-52-1276

○各総合支所

税務課税務係（東予）

総務課税務係（丹原・小松）

6月の市税ごよみ

20日(木) 軽自動車税全期分の督促状の発送

7月1日(月) 市県民税第1

期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促手数料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

体験してみよう
正しい消火器の取り扱い

正しい消火器の取り扱い

消防署では、自治会や事業所、各種団体を対象に、消火訓練の指導を行っています。

火災による被害を最小限に食い止めるため、正しい消火器の使用方法や初期消火について学んでみませんか。

■申込先

○東消防署消防係

TEL0897-55-0119

○西消防署消防係

TEL0898-68-0119

国民年金の手続きをお忘れなく！

- 問合せ ○新居浜年金事務所 国民年金課 TEL0897-35-1368
- 市庁舎本館市民生活課 年金係 TEL0897-52-1383
- 各総合支所市民福祉課 市民保険係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

こんなとき	どうする	どこで
20歳になったとき	厚生年金・共済組合の加入者以外は国民年金の加入手続きをする	第1号被保険者：市役所 第3号被保険者：配偶者の勤務先
会社を退職したとき	本人と配偶者は国民年金の加入手続きをする	市役所
結婚等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養でなくなったとき	第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市役所
配偶者が就職・転職したとき	扶養されている場合は、第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者：市役所 第3号被保険者：年金事務所
口座振替を開始・停止・変更するとき	預金通帳・通帳の届出印・年金手帳を持って口座振替依頼・辞退の手続きをする	ご利用の金融機関、市役所、年金事務所
住所が変わったとき	住所変更の手続きをする	第1号被保険者：市役所 第3号被保険者：配偶者の勤務先